

平成22年度 徳島県公立小・中学校 校長任用候補者選考審査要綱

徳島県公立小・中学校校長として任用する校長候補者を、次により選考する。

1 選考条件

徳島県公立小・中学校の副校長・教頭及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の副校長・教頭で、次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力、指導力、判断力、意欲等に優れた資質を有し、校長として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による小・中学校いずれかの教諭の専修免許状又は一種免許状（一級普通免許状）を有すること。
- (3) 平成22年3月31日現在において、国・公立学校で教頭歴3年以上の者であること。ただし、特別の事情がある場合は、県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。

2 手 続

- (1) 市町村立学校の副校長・教頭（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については、校長を通じて市町村教育委員会に申し出、本人が必要事項を記載の上、当該市町村教育委員会が調書を作成し、教職員課に提出する。
- (2) 県立中学校・国立学校の副校長・教頭及び県教育委員会事務局等職員については、本人が必要事項を記載の上、当該所属長が調書を作成し、教職員課に提出する。

3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

なお、副校長については、第一次審査を免除する。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・論文審査
第二次審査	面接審査

4 校長任用等

選考審査の結果を総合的に判定して校長候補者を決定し、その候補者の中から校長に任用するものとする。

なお、原則として、第二次審査受審者の中から、適任者を副校長に任用する。選考審査の結果は公表しない。

5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

平成22年度 徳島県公立小・中学校 教頭任用候補者選考審査要綱

徳島県公立小・中学校教頭として任用する教頭候補者を、次により選考する。

1 選考条件

徳島県公立小・中学校教員及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員で、次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力、指導力、判断力、意欲等に優れた資質を有し、教頭として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による小・中学校いずれかの教諭の専修免許状又は一種免許状（一級普通免許状）を有すること。
- (3) 平成22年3月31日現在において、国・公立学校で教職経験年数が15年以上の者であり、次のいずれかに該当すること。ただし、特別の事情がある場合は、県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。
ア へき地・平地計画交流者、広域交流者、派遣社会教育主事等として、3年以上の勤務の経験をもち、年齢38歳以上であること。
イ へき地学校等で10年以上の勤務の経験をもち、受審時にへき地学校で勤務し、年齢38歳以上であること。
ウ ア又はイ以外で、年齢41歳以上であること。

2 手続

- (1) 市町村立学校教員（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については、校長を通じて市町村教育委員会に申し出、本人が必要事項を記載の上、当該市町村教育委員会が調書を作成し、教職員課に提出する。
- (2) 県立中学校・国立学校教員及び県教育委員会事務局等職員については、本人が必要事項を記載の上、当該所属長が調書を作成し、教職員課に提出する。

3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

なお、主幹教諭については、第一次審査を免除する。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・筆記審査・論文審査
第二次審査	面接審査

4 教頭任用等

選考審査の結果を総合的に判定して教頭候補者を決定し、その候補者の中から教頭に任用するものとする。

なお、原則として、第二次審査受審者の中から適任者を主幹教諭に任用する。
選考審査の結果は公表しない。

5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

平成22年度 徳島県公立高等学校・特別支援学校 校長任用候補者選考審査要綱

徳島県公立高等学校・特別支援学校校長として任用する校長候補者を、次により選考する。

1 選考条件

徳島県公立高等学校・特別支援学校の副校長・教頭及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の副校長・教頭で、次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力、指導力、判断力、意欲等に優れた資質を有し、校長として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による各相当学校いずれかの教諭の専修免許状（一級普通免許状）を有すること。
(注) 当分の間、各相当学校いずれかの教諭の一種免許状（二級普通免許状）でも認められる。
- (3) 平成22年3月31日現在において、国・公立学校で教頭歴3年以上の者であること。ただし、特別の事情がある場合は、県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。

2 手 続

- (1) 公立高等学校・特別支援学校の副校長・教頭については、本人が必要事項を記載の上、当該所属校の校長が調書を作成し、教職員課に提出する。
- (2) 県教育委員会事務局等職員又は国立学校の副校長・教頭については、本人が必要事項を記載の上、当該所属長が調書を作成し、教職員課に提出する。

3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。
なお、副校長については第一次審査を免除する。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・論文審査
第二次審査	面接審査

4 校長任用等

選考審査の結果を総合的に判定して校長候補者を決定し、その候補者の中から校長に任用するものとする。

なお、受審者の中から、適任者を副校長に任用する。

選考審査の結果は公表しない。

5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

平成22年度 徳島県公立高等学校・特別支援学校 教頭任用候補者選考審査要綱

徳島県公立高等学校・特別支援学校教頭として任用する教頭候補者を、次により選考する。

1 選考条件

徳島県公立高等学校・特別支援学校の教員及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員で、次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力、指導力、判断力、意欲等に優れた資質を有し、教頭として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による各相当学校いずれかの教諭の専修免許状（一級普通免許状）を有すること。
(注) 当分の間、各相当学校いずれかの教諭の一種免許状（二級普通免許状）でも認められる。
- (3) 平成22年3月31日現在において、年齢41歳以上、かつ、国・公立学校で教職経験年数15年以上の者であること。ただし、特別の事情がある場合は、県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。

2 手続

- (1) 公立高等学校・特別支援学校の教員については、本人が必要事項を記載の上、当該所属校の校長が調書を作成し、教職員課に提出する。
- (2) 県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員については、本人が必要事項を記載の上、当該所属長が調書を作成し、教職員課に提出する。

3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

なお、主幹教諭については第一次審査を免除する。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・筆記審査・論文審査
第二次審査	面接審査

4 教頭任用等

選考審査の結果を総合的に判定して教頭候補者を決定し、その候補者の中から教頭に任用するものとする。

なお、原則として、第二次審査受審者の中から、適任者を主幹教諭に任用する。

選考審査の結果は公表しない。

5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

《関係法令》

○ 教育公務員特例法

(採用及び昇任の方法)

第 11 条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

○ 学校教育法施行規則

第二節 校長、副校長及び教頭の資格

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと
 - イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長の職
 - ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職
 - ハ 学校教育法第一条に規定する学校の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
 - 二 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職
 - ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
 - ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものに於けるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職
 - ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職
 - チ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
 - ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職
- 二 教育に関する職に十年以上あつたこと

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

第二十二條 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

第二十三條 前三条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。

附 則 (平成元年三月二二日 文部省令第三号) 抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

4 国立及び公立の幼稚園、高等学校及び中等教育学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状)」とする。

5 この省令の施行の際現に校長又は教員(学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。)である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)」とあるのは「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。

6 前二項の規定は、副校長及び教頭の資格についての学校教育法施行規則第二十三条において準用する同令第二十条第一号の規定の適用について準用する。

○ 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(教育長に対する委任)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

五 学校、図書館その他の教育機関の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。)の任免その他の進退に関すること。

○ 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則

(教育長の専決事項)

第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号)第二条に定める事務のうち、次に掲げる事務については、教育長に専決させるものとする。

- 一 次に掲げる職員の任免その他の進退(懲戒及び分限(降任又は免職)を除く。)を行うこと。
- ロ 県立学校職員のうち校長(校長に他の学校の校長を兼任させる場合及び職員に校長事務取扱を命ずる場合を除く。)以外の職員
- ニ 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(第二号において「県費負担教職員」という。)のうち校長(校長に他の学校の校長を兼任させる場合及び職員に校長事務取扱を命ずる場合を除く。)以外の職員